

近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(2)

—高鍋藩史料を中心にみた東九州の沿海防備体制—

黒木 國泰

Chinese and Ryukyuan Boats Cast Ashore on Hyuga Coasts in the Edo Era, and Contemporaneous Smuggling Activities (2)

Kuniyasu KUROKI

はじめに

日向灘沿岸の北部については、細島は、もと延岡藩領であったけれど、元禄5年に天領となった。そこで幕府は、同8年に、近接する良港・美々津をもつ高鍋藩にたいし、細島に漂着の唐船の支配を命じた。かつまた、延岡領に漂着の唐船についても、美々津・細島から船を出すてはらずであり、高鍋藩にも責任があった。

一方、南部についても、日向南端の福島が高鍋藩領地であるため、福島を北の飢肥伊東藩と南の大隅・薩摩を領する島津藩とも隣藩となる。さらには一ツ瀬川南岸の佐土原藩を加えた沿海の南北4藩の隣藩への漂着船についても、長崎・江戸にお届けの義務があるために、高鍋藩は実質的に日向灘一円の海防に直接・間接に責任を負っていたのである。

前稿(1)では、18世紀初頭までの日向灘沿岸漂着唐船史料をみることにより、高鍋藩が本藩領域を越えた目配りをせざるを得なかったこと。これまで『通行一覽』などによっては知りえなかった漂着地現地における動き、とりわけ漂着唐船情報について、長崎奉行・老中はもとより、漂着地の隣藩との間で行われた綿密な情報交換に着目した。さらには漂着地の隣藩もまた、唐船漂流・漂着情報を、いち早く長崎奉行・老中に報告する義務があり、これによって長崎・江戸では漂着地からの情報を客観化することが可能であった。かくして漂着地当該藩は、厳しい監視下で漂着船・民を長崎に護送せざるを得なかったのである。かかる長崎回送とそれに伴う情報伝達システムこそが、鎖国一海防体制そのものだったといえる。

さて小稿(2)では、前稿(1)を承けて高鍋藩の藩庁記録等に基づいた「本藩実録」「拾遺本藩実録」「続本藩実録」のなかから、18世紀～19世紀の漂着唐船及び漂着琉球船、唐物抜け荷等の関係史料を抜き出して整理し、さらに延岡藩などの記録を援用することによって、日向灘沿岸の海防のあり方と漂着船に対する具体的な対応を再構成したい。したがって、19世紀はじめからの異国船防備に関するものは、別稿(3)にまとめることとする。

なお、前稿と同様に、抜き書きするに当たり、数字をアラビア数字に変更した。句点は黒木の読みである。変体仮名は、便宜上カタカナ表記とする。また、宝暦10年(1760)までは「拾遺本藩実

録」からの引用については「拾遺」と記す。本藩実録については特記しないこととする。宝暦11年から後は、「続本藩実録」による。

1. 漂着琉球船など琉球船関係

漂着琉球船は、薩摩藩をとおして送還されたことが知られている。¹⁾しかし詳しくは明らかにされていない。たとえば『通交一覽』延享2年(1745)夏、陸奥国漂着琉球船の一行は、江戸の薩摩屋敷に引き渡された。同じく『通交一覽』宝暦6年(1756)6月、肥前の国五島に漂着の琉球船について、長崎挽き送りののち、長崎奉行が島津氏聞役に引き渡している。ここではまずは漂着琉球船の事例をあげて、さらに、その他琉球関係の記事を載せることとする。

(1) 土佐漂着琉球船

宝永2年(1705)11月19日 去7月土州へ漂流之琉球船、蚊口沖通船ニ而御使者関庄左衛門小早1艘・水船2艘・薪船2艘、其外漁船ヨリ差出筈之処、波高ク船モ不出、陸ニ火立候斗、福嶋・美々津ニ而ハ御口上申込、長崎ヘモ御届有之

土佐に漂着の琉球船が曳航されて高鍋城下の蚊口沖を通過するに際して、水先案内の小早船や水・薪などを差し出すはずのところ、波が高く船を出せなかったという。漂着唐船と同様、琉球船についても自藩の海域を通航する際には、支援が義務つけられていたのである。なおまた、他領漂着の琉球船が通過するだけで、長崎に報告していることにも注目したい。

(2) 琉球馬

宝永6年(1709)12月27日 琉球馬1疋、加(鹿)兎嶋比志嶋隼人ヨリ差上ル
6年 12月27日(拾遺)

御所望之琉球馬(黒鹿毛八才駒壹寸三分)薩摩守様より御申付之由ニ而、比志嶋隼人より肘岡伊右衛門都合ニ而馬取3人ニ而牽来ニ付、矢野理助・川越源助・馬取2人召列(連)罷出受取、伊右衛門・源助へ御料理被下

藩主秋月種政が所望の琉球馬を鹿児島藩から入手したという。高鍋藩は薩摩藩を介して琉球商品、ひいては唐物をも手にいれていたと推察できる。たとえば高鍋藩所蔵漢籍²⁾が長崎ルートによるのか、鹿児島からの購入かどうなのか興味深い。

(3) 土佐漂着の琉球漁船

享保元年(1716)6月14日(拾遺)

琉球漁船被風放土佐へ流寄、彼地ヨリ細嶋迄送来、乗組7人内3人琉球人、鹿児島へ順風乗廻、4人ハ鹿児島より流入、是ハ陸ニ而鹿児島へ差越

琉球漁船が土佐に漂着。土佐から細島に曳航された。乗員7人の中に鹿児島からの「流人」が4人乗船しているのは、密貿易にかかわるとも思える。

(4) 飫肥藩領漂着の琉球船

元文4年(1739)6月23日 先達而飫肥領へ琉球船漂着ニ付、長崎ニ此方ヨリモ御届有之候処、琉船ハ不及御届、唐船ニ而モ沖通り候斗ニ而ハ御届ニ不及由、御用聞糸屋四右衛門³⁾方申越候

飫肥領に琉球船が漂着したので、高鍋藩から長崎にお届けしたところ、長崎御用聞きの糸屋から、次の長崎奉行の判断を伝えてきた。

- ① 琉球船の他領漂着は届出ること不要。
- ② 唐船にても、沖を通るばかりであれば(漂着でなければ)、お届け不要。

このころ幕府の沿岸防備体制が緩やかになっているとみてよい。ただし幕末安政元年8月の長崎奉行からの指図にも同様に、「唐船通船ばかりにては、お届け相成らず。御隣国にもお知らせこれ無し」とあり、一貫した長崎奉行の判断である。ただし、何時からいかなる理由によるのかは、推測をせず後考を待つ。

(5) 飫肥に琉球船漂着

宝暦9年(1759) 今年飫肥油津へ琉球船漂着

これ以上の記録がないので、飫肥からのお知らせがあったかも不明である。

(6) 土佐漂着琉球船

寛政7年(1795)8月8日 先達而琉球船1艘、松平土佐守様御領内江漂着、薩州ヨリ御受取帰帆之節、御断ニ付、沖通船之節、引船等ハ不被差出、細嶋江入船候ハ、代官差越御断ニ付、引船ハ不被差出、御用も御座候ハ、被仰聞、薪野菜御入用ニ御座候ハ、積廻可申と申入、彼方返答次第可致と被仰付、尤風波悪敷候ハ、漕船差出候様、手当申付段、美々津江被仰付越、隣国御聞合、飫肥例を以御取計、蚊口江も同断

土佐漂着琉球船の回送事例である。天領細島に入港しているので、高鍋藩は代官に対して薪・野菜の提供を申し出ている。ここで注目すべき事は、薩摩から直々に漂着地の土佐まで引き取りに行っていることである。唐船の場合と同じく、求めに応じて通過途次の各藩は、引き船や、薪・野菜などを提供する義務があった。⁴⁾ ここで高鍋藩からの曳舟等の申し出を断っているのは、薩摩への用船の楫船であったがためであろうか。薩摩とのやりとりが伺えて興味深い。のちの天保14年(1843)6月11日に、高鍋藩大猪久保村下浜に漂着の琉球進貢船を薩摩から引き取りに来た事例と併せ考えると、清朝への進貢船および薩摩への唐物積載の楫船⁵⁾については、薩摩から直接に漂着地に出張して回送し、漂着地に委ねることはさけたとみえる。

また、1759年の飢肥漂着琉球船の例に倣って、隣国に通過情報を伝えている。

(7) 折生迫琉球漂着船

文化元年（1804）8月朔日 伊東様御領折生迫江琉球船漂着，為知来

飢肥の伊東氏からのお知らせが届いている。

(8) 福島に琉球船漂着

文化6年（1809）5月15日 福嶋ヨリ御崎鼻江琉球船流寄候付，相尋候処，多下〔良〕間嶋ヨリ宮古嶋江上納差越，3月23日帰船之節，於沖中逢難風，11人乗組之内5人ハ飢死，今6人之由，立宇津浜江漕廻，食事為致，番人附置，志布子（志）江飛脚差立申候段申来

晦日 唐船漂着并琉球船流寄ニ付，長崎江飛脚御使被指遣

多良間島から宮古島へ納税の船が漂着した。不明ではあるけれど漂着唐船のこととあわせて長崎に届け出た。

(9) 飢肥藩に琉球船漂着2件

文政2年（1819）5月11日 琉球那覇若狭村之船，折生迫江漂着之段，飢肥ヨリ為知来ル

3年（1820）7月 油津江琉球船漂着之段，飢肥ヨリ為知来ル

(10) 薩摩領硫黄島船漂着

文政4年（1821）3月10日 薩州御領内硫黄嶋喜平次船4人乗竹積入，去ル5日国許出船，同国佐田泊ニ而船修覆仕積ニ而乗出し，浪風高水船ニ相成，水主徳右衛門久八ハ行衛不相知，太郎助・小八兩人水船ニ取付，漂流之処，昨9日漁師万七漁ニ罷出，船かすへ帆切ヲ掛候躰を見，兩人相助連帰，万七宅ニ而介抱之処申出，医師兩人被指遣，壹人ニ付，米5合ツ、被下

漁師万七がどこに居住していたのかが不明であるけれど、硫黄島船にたいして、高鍋藩が藩医兩人を派遣し、救恤米を1人5合ずつ支給していること。

(11) 福島漂着琉球マーラン船漂着

天保2年（1831）6月9日 五反帆馬鑑（艦）船1艘，船頭琉球那覇宮城筑登之^{みやぐすくちくとん}11人乗，去月29日福島南方之内，諏訪浜江漂着，代官等出役有之，6月24日同断ニ付，家老中ヨリ8月9日長崎江御届在之

琉球島嶼間交通の主役であったマーラン船の漂着。⁶¹ 長崎奉行にお届け。

(12) 琉球進貢船の漂着

- 天保14年（1843）6月11日 川北川南境大猪久保村下浜へ異舩之船漂着之由申出、其後琉球商船ニ而唐国江漂着、夫ヨリ琉球江帰掛候処、逢逆風漂着之由申出、即日夫々出役被仰付○琉球国名護間切屋部村商船乗組7人（通事久米村我喜屋通事：割注）親雲上35・船頭古波藏仁屋42・水主安里28・同比嘉同・同安里41・同玉城48・同比嘉49、荷物ハ薬箱・茶壺・傘等也、船長3丈2尺横1丈1寸、右琉人荷物ハ海蔵寺江召置、出役詰所ハ右境内ニ出来、長崎并鹿兒嶋御隣家へ為御知有之
- 13日 鈴木百助折々琉球船漂着場所へ差越、差図致候様申達
- 16日 松平大隅守様（嶋津齊興）御内赤江出役、大迫次郎九郎・横目宇都八弥左衛門以上兩人、当町江差越、琉球船漂着之義ニ而面会致度申出候付、町奉行山名五郎治・内野良平江取会候様、彼方兩人江御酒御吸物被下、右之者漂着場へ差越面会致度ニ付、内野良平同道差越候様申達
- 22日 鹿兒嶋ヨリ為琉球人請取、淵辺仁右衛門差遣越候間、可相渡旨申来
- 24日 琉球人鹿兒嶋出役へ引渡、船并不要之品焼払、海ニ沈ニ相成、琉球人当町昼休、鹿兒嶋并赤江ヨリ之出役、以上3人江肴1折酒1樽（5斗入）被下

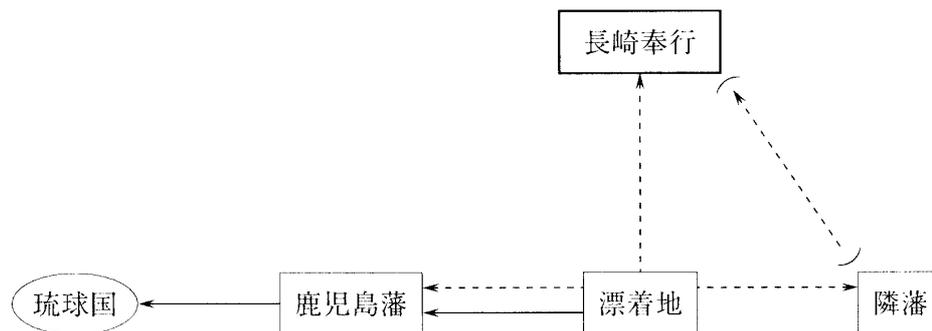
大猪久保村に琉球進貢船漂着につき、長崎・鹿兒島及び隣藩に報告。16日に嶋津齊興の命により、赤江出役の大迫次郎九郎と横目の宇都八弥左衛門の兩名が高鍋に出張し、琉球船について高鍋藩町奉行に面会を求めた。さらに22日に鹿兒島から淵辺仁右衛門が琉球人を請取のために来着。24日に琉球人を鹿兒島からの出役に引き渡す。この間、高鍋藩サイドでは町奉行管轄区域内における漂着であったので、島津藩の出役に対して町奉行が接遇した。高鍋藩が島津藩との親密な関係にあったために、酒肴のもてなしをしている。

進貢船の漂着については、薩摩から引き取りに来るのが習いであったと判断する。

(13) 天領細島入船の琉球船

- 安政元年（1854）9月3日 昨2日異形之船1艘、帆柱2本木綿帆歟網代帆歟不相分段申出、右ハ去月23日富高ヨリ掛合有之候、細嶋江到入船候琉球船ニ相違無之と被存候故、長崎等江御届御隣家江御知せ無之

どこの遠見番所からの情報かは不明であるが、木綿帆か網代帆かの区別のつかぬ異形船発見の報告を受けている。富高代官から掛合いのあった細島入船の琉球船であろうとの判断により、お届けお知らせをしないこととした。



漂着地から鹿児島までの曳航途次の各藩は、水薪食料の支援を行う。
 点線は情報の伝達。「お知らせ」「お届け」「お伺い」
 ()内は、長崎奉行から要求されていなかったけれど行われていた。

図1. 日向漂着の琉球船回送と漂着情報

2. 密貿易⁷⁾

(1) 小倉沖での唐船密貿易情報

よく知られる小倉沖での公然たる沖売買の密輸をねらう唐船を追い払った事件について、高鍋藩は飛脚を出して情報収集を行っている。

享保3年(1718)3月9日(拾遺)

小倉表唐船相見ニ付、渡辺外記様・岡田源七様・高倉孫左衛門様小倉へ御下着、小倉・筑前長門領より追船数艘出し、唐船当分帰帆、16日引取、又々立戻り筑前沖へ漂流、相見候由、飛脚罷帰申出

『通航一覽』巻200享保2年4月の条に、小倉沖に唐船滞船のため、黒田宣政福岡藩主・小笠原忠雄小倉藩主・毛利元矩長府藩主等が追い払った。翌3年には御目付の渡辺外記が遣わされ、3月9日に唐船打払の指揮として、長崎に到着、4月5日に小倉にいたったという。しかしこの高鍋藩の記録によって、唐船は追い払われても立ち戻り、沖買いの抜け荷商を待った様子が分かる。

この小倉事件をうけて、翌4年には、渡辺外記が唐船による抜け荷の扱いについて各藩の係りを小倉に呼び、改め方の報告をうけている。渡辺はのち享保12年に長崎奉行となる。(柳榮補任巻20)

(2) 唐物抜け荷改め方についての講習会

享保4年(1719)2月20日 長崎御目付渡辺外記様ヨリ之御廻状、延岡ヨリ飛脚巡達之処、唐物抜荷改方如何致候哉、外記殿豊前小倉へ被成御滞留候間、改方不案内之者彼地ニ被差越、委細申上候様、申来ル、依之武末勘左衛門・中元寺平六小倉へ差越、改方書付ヲ以申上、無滞相済

沖買い唐船抜け荷を取り締まるためには、唐船を追い払うよりも日本人抜け荷商をおさえる方が確実である。

(3) 福島での密貿易

享保18年（1733）9月9日 福島今町商人吉十郎、虎皮献上

福島の商人が秋月の殿様に虎の皮を献上している。虎の皮は密貿易商品とおもわれるので、福島での密貿易を、高鍋藩が公然と黙認していると推察できる。むしろ高鍋藩自体が、密貿易を行っている可能性も考慮する必要がある。

(4) 長崎奉行による諸藩の外洋船建造取締り（概要）

文化6年（1809）2月晦日 長崎奉行より500石以上の安宅船の所持及び絵図製法の有無を長崎糸屋を通して命令。美々津船大工は先祖より伝来の絵図を差し出す。

(5) 御用商人が唐物抜け荷商いを行っているとの話

文化6年6月4日 長崎御奉行支配と唱岡田衛七・溝口市郎太と申者、美々津江差越、和泉屋又兵衛唐物取扱候段、六ヶ敷申候処、先達而長崎ヨリ何之義も不申来、似セ者共之様子、相聞候間、追立候様申遣

長崎奉行支配と自称の者が、美々津にいたり、和泉屋又兵衛を名指して唐物密売買の件を非難するも、高鍋藩は偽者と判断し、追い立てるように命じた。岡田・溝口両名が、長崎奉行配下の者か否かは不明ではあるけれど、唐物密売買については、あながち偽りとはいえない。⁸¹

(6) オランダ抜け荷商蚊口浦惣七

安永元年（1772）12月晦日 大坂町御奉行神谷大和守様ヨリ阿蘭陀抜け荷商買（賈⁹¹）御吟味在之候付、蚊口浦惣七早々召上候様申来、然処惣七当春出船後、何方江罷有候哉不相分、尋出次第差登可申段、大坂江被仰越

大坂町奉行からオランダ抜け荷商の蚊口浦の惣七を指命手配してきたけれど、行くえ知れずであった。

(7) 唐物抜け荷

寛政元年（1789）正月19日 松平越中守様ヨリ留守居被召出、唐船持渡諸色抜け荷売買停止之書付御渡在之

老中の松平越中守定信から留守居が呼ばれ、唐物抜け荷売買が無きようにとの書面をもつての命令が下された。ことさらに、この時期に再確認がなされなければならない事情があったのだろうか。かの寛政の改革の一齣である。

(8) 唐紅毛抜け荷改め

文化2年(1805)3月17日 唐紅毛抜け荷改方之義、長崎御奉行肥田豊後守様ヨリ書付相渡
 3年 3月19日 高木作左衛門様江羽倉様御同様浦々俵物糺方、唐紅毛抜け荷取締方御用被仰付候段申来

高木作左衛門なる人物は、文化7年(1810)11月7日にみえる高木作右衛門と同一人物だと推察する。

文化7年高木作右衛門様俵物¹⁰⁾并唐抜け荷御取締として御廻浦、今日美々津御止宿、川々満水ニ付御滞留

この作右衛門について、薩摩の『島津列朝制度』に長崎奉行というけれど、そうではない。『柳宮補任』には見えない。実は長崎代官家である。羽倉某は日田代官の羽倉権九郎である。¹¹⁾

(9) 薩摩の船が唐物密売で捕らえられた事例2件

文化4年(1807)2月9日 去年10月末、薩州船唐物少々積、蚊口湊へ入船、夜分荷物商売致候段、蚊口ヨリ届出ニ付、御用掛被仰付、御取調之上、内野勘平・内野万之助以下、唐荷物へ差添、正月18日此元出立、長崎へ被送遣、29日長崎着、勘平御使者相勤、唐物奉行所へ差出候処、唐物追落之次第、口書等差出候処、取押候者へ白銀5枚被遣候間、夫々へ配当可致旨御達在之

高鍋城下の蚊口湊で、夜隠に紛れての薩摩船の唐物密売が発覚し、逮捕された。唐荷物は長崎奉行所に届けられた。取り押さえた者への褒美に、白銀5枚が遣わされた。

文化4年 4月2日 去月28日福嶋諏訪浜江獵船1艘参り、蚊口船江伊勢参宮申度間、便船相頼ニ付、崎田津口番立会相改候処、人計ニ而無之、荷物在之、荷物ニ(ハ)着替候而別条無之段、申出候得共、不改候而ハ、不相成、陸へ上候様申聞、獵船ハ浜へ引付、荷物4籠取卸候処、船磯ニ乗付候而ハ、船横ニ相成候付、少漕出、碇入可申と申、少し漕出し候と相見候之内、直ニ帆を揚げ、櫓之四丁立折節、北風強彼是申内、行衛不相知候、右ニ付荷物壺籠相改候得ハ、鼈甲計り段申出ニ付、御目付兩人差遣見分、右荷物今町津口番所江取廻し、昼夜番人付置候、右水主之外と相見江候壺兩人罷在候ハ、荷主と相見候、何方之船とも不相知候由、福嶋ヨリ申来ニ付、内野勘平被差遣、右荷物郡代初立会相改、又々印封、爰元へ引越大手番所へ相納候様申付

4月13日 福嶋諏訪浜追落荷物為宰料、足輕小頭壺人外足輕壺人差添、長崎江被差送4ヶ箇(籠)正味20貫900目也、其後5月15日、右唐物御奉行御受取被成段、罷歸申出(御使者等被差遣ニ不及候由ニ付也：割注)

10月7日 福嶋諏訪浜役岡留熊次郎、唐物之義ニ付、長崎御奉行所ニ而御尋之義在之ニ付、岩下紋兵衛召連差越、8月9日出立、唐物荷主薩州領長五

郎と申者被召捕，御吟味之処，熊次郎口上書と相違之義在之二付，御尋在之，逐一申上候処，同26日帰村候様被仰出，同27日出立罷帰
 文化5年（1808）2月7日 長崎御用達ヨリ諏訪浜ニ而不正物取押差出候付，其節改出候之者江為御褒美銀75枚被下，糸谷（屋）江招呼寄相渡被仰達候段申来，則隈田原清治・岡留熊次郎・城政治3人差越銀受取，3月6日罷帰り，右銀子御上江差上度願出，長崎御引合，御失墜程御引取余分銀27枚と18兩1分3人江被下

2件めは，薩摩の長五郎による抜け荷事件の発覚である。3月28日のこととして，福島からの唐物抜け荷事件の報告があった。すなわち福島諏訪浜に1艘の漁船が着いて，蚊口の船で伊勢参宮をしたいとの願い出があった。崎田津口番が立ち会って改めたところ，人だけではなく荷物もあった。その荷物は着替えだけだと申し出たけれど，荷改めをしなければならないので，陸揚げを命じた。船から荷物4籠が取り下ろされたものの，北風に乗って逃走した。そこで1籠を開けてみると鼈甲ばかりであった。水手の外に一兩人が乗船しており，荷主であろうが，どこの船かは不明であるとのことである。そこで，4月2日に，高鍋から内野勘平を遣わし，件の唐物抜け荷商品を福島郡代等と共に改めた後に封印して高鍋に引き送り，大手番所に収めるように命じたという。

高鍋からの上方への定期船便を使って，伊勢参宮を方便にしての唐荷物輸送が発覚したわけである。のち4月13日にこの唐物を長崎奉行にお届けした。

いったん逃走した犯人が逮捕され，8月には諏訪浜役岡留熊次郎の口上書と下手人・薩摩の長五郎の話とが食い違うために，熊次郎が長崎に呼び出され，尋問をうけた。翌年2月には，奉行から御褒美銀が長崎御用商人の糸屋を通して下された。

前者の2月の事件は，高鍋城下での唐物密売買事件であり，4月のは上方への唐物抜け荷輸送事件である。ともに薩摩ルートでの抜け荷事件であり，東九州－瀬戸内－上方への密売ルートの存在を示唆するものである。¹²⁾

(10) 薩摩喜界ヶ島船漂着

文化14年（1817）5月9日 去ル朔日，都井郷黒井浜江小船1艘（長6尋横5尺位）漂着，薩州領喜界ヶ島之者，同所大嶋江桶くれ取江行，先月24日帰船之節，難風ニ逢漂流（薩州ヨリ150里計り田無之畠計さとふ余計出来候由也），薩州ヨリ受取ニ参り船ハ不用，立捨ニ相成ル

この喜界ヶ島船の漂着について，薩摩藩による管理をかいぐっての砂糖密売船である可能性もあろう。

3. 福島漂流・漂着唐船

日向国の沿岸のなかで，もっとも漂着船が多く見えたのは最南端の福島である。次に多いのはその北の飴肥藩の領域であり，海流地形からみて，南方ほど漂着しやすかったのである。ここには福

島漂着唐船に関する記録を、密貿易関係のものを除き、まとめてみる。

(1) 福島市来遠見番所

宝永3年(1706)2月17日(拾遺)

神代甚右衛門福島市来遠見御番代ニ被遣、唐船罷出候節、鑓為持給人
之勤候様被仰付、鑓持若党ハ御借被成候

福島市の木遠見番所に神代甚右衛門が遣わされ、唐船がまかり出ずる時に鑓もち給人の勤めをなすように。また鑓もち若党は、福島で借り上げるようにすることも命ぜられた。当然の事ながら、ここで仮想しているのは、余儀なく漂着する長崎交易の商船ではない。

(2) 福島宮浦漂着唐空船

享保2年(1717)2月29日 福島宮浦へ水船ニ相成候唐船「流」来ル、船碎、船路ヨリ長崎へ御送り被成候、家老隈江五郎左衛門差越支配

4月4日(拾遺)

福島土井郷宮浦江唐空船流寄候段申来

4月6日(拾遺)

右唐船流寄之段、江戸并長崎へ飛脚差立

4月12日(拾遺)

唐船此間波ニ而過半破船之段、申来ル

8月9日(拾遺)

鈴木与兵衛唐空船解船具并取揚荷物、長崎へ引送御受取相済、陸より罷帰

16日(拾遺)

唐船取揚荷物等御受取相済ニ付、御礼御使、長崎へ坂田宇内被遣

「本藩実録」2月29日の水船の唐船と「拾遺」の4月の唐空船とは、共に宮浦に漂着していること。どちらも破碎していることから、同一船であるとも考えられる。いずれにせよ、本藩実録が漂着—長崎回送を2月29日としてまとめて記している簡略化については問題がある。一方、拾遺によると4月4日に漂着情報が高鍋に届き、2日後に江戸(留守居→老中)・長崎にお届けの飛脚が出立。8月9日には唐船の船カス、荷物を長崎に送った鈴木与兵衛が陸路帰藩している。さらには同16日には唐船取りあげ荷物等を無事に受理していただいたことへの御札の使者を派遣している。

(3) 長崎お届けを隣藩と競う—福島漂着船

享保9年(1724)4月 (高鍋歴史資料館所蔵史料、永井哲雄氏紹介¹³⁾)、家老から福島郡代大塚十太夫へ仰せ渡された15箇条の1つに、「一福島ハ先年ヨリ度々唐船漂来いたす所柄候」隣藩・飢肥の伊東様からの長崎への報告が、

高鍋藩よりもはやく到着することもあるけれど、当藩のご領内でのことなのに、他藩に先を越されるのでは、もってのほかである。遠見番人からの唐船発見の1番の注進を郡代自らが受け、高鍋に一刻も早く報告すべきであると命令している。あわせて他領沖に唐船が見えたときにも、早々に報告するように命じている。

唐船漂着地の隣藩もまた長崎、江戸に御届する義務があった。漂着地の藩としては隣藩よりも報告が遅れては面目が立たぬだけでなく、長崎奉行からのお咎めもあったものとみえる。

(4) 福島沖唐船漂流、内之浦漂着

享保17年(1732)9月28日 今年唐船福島沖へ相見、其後薩州「領」内浦へ漂着

内之浦漂着の情報が、薩摩藩島津氏から届いたのかは不明である。この唐船は長崎に回送されてはいない。(『華夷変態』)

(5) 福島に唐空船漂着

享和3年(1803)正月晦日 御崎之鼻1里程沖へ、唐船漂流候之段、福島ヨリ申来
 閏正月3日福島市木石波浜江、唐船1艘流来、帆柱3本之内、1本伐折、人影も見へ不申、空船之段申来り、隈江藤太夫并者頭ヨリ足軽迄、数十人福島江今晚出立、右流船之義二付、長崎・日田へ飛脚差立、御隣家江も御知急便差立

空船の唐船漂着の情報であったにもかかわらず、その夜の内に家老の隈江藤太夫および者頭から足軽までの数十人が福島に出張するとともに、長崎・日田に飛脚を差し立てている。長崎奉行だけでなく日田代官所にも届出ており、これが日田郡代・代官への届け出の高鍋藩における記録の初見である。

- 2月8日 福島漂流之唐船、風波二而打碎二付、積荷ハ取揚置候段、長崎注進申上候由、福島ヨリ申来
- 14日 福島石波浜唐流船、積荷物・船具・船形明細書、長崎伺之使者財津貞一郎福島出立之处、先日御使者大塚太一郎と人吉御城下二而行合、一先福島江引返候由申来、其後又々出立
- 3月4日 漂流唐船焼払相済、隈江藤太夫・小田勘解由初惣人数[高鍋に]帰着
- 5月26日 唐舟漂着之節、取計方御伺ニ相成へく廉、取調方石井正太夫・大塚太一郎・綾部恒兵衛3人へ被仰付
- 8月4日 唐船焼捨相立候二付、進物被遣、且以来漂着之处、御取計方御伺等二付、大塚太一郎長崎江御使者被差遣

大塚太一郎は、本藩実録の編者の観瀾その人である。観瀾自らが長崎回送に参加したのである。

さて、この破船の唐船については、積荷物・船具・船形明細書を長崎に届けて処置方を長崎奉行に伺いをたてている。そののち唐船の焼き払いを終え、隈江藤太夫らが高鍋に帰着した。ところが長崎へ積み荷物を送ったという記載がないままに、5月26日に、唐船漂着の節、取り計らい方をお伺いすべきであったのに、しなかつた罪について、取り調べが行われる事になったという。さらに8月4日には、唐船焼き捨てについて、長崎奉行に進物が贈られている。さらには取り計らい方お伺い等について、大塚太一郎が長崎に弁明の使者として派遣されている。このトラブルは、原因と結果がともに不分明ではあるけれど、長崎奉行との行き違いに起因するものである。

(6) 福島都井に寧波船漂着

| | | |
|------------|-------|---|
| 文化5年 | 12月4日 | 大清国浙江省寧波府商船壹艘都井黒井江漂着、水取度様子ニ付、上陸差留、水差遣候段、福島ヨリ申来 |
| | 5日 | 唐船漂着ニ付、奉行内田主水・者頭大塚太一郎先勢御人数出立 |
| | 6日 | 家老手塚源太夫初惣御人数、福島江出立 |
| 文化6年(1809) | 正月21日 | 去ル19日唐船福島出帆、出帆之節先年ハ陸路ヨリ長崎江御案内在之来、此度ハ飛脚不差立、不及其儀趣ニ付 |
| | 2月6日 | 長崎江被送候唐船、蚊口沖通船 |
| | 3月13日 | 去2日夕、唐船長崎江着、唐人共引渡相済候段申来 |
| | 21日 | 長崎唐船引送候人数帰宅、福島ヨリ差出候引船ハ長崎ニ而暇差出、薩州地ヨリ去ル13日帰船 |
| | 22日 | 唐船漂着一切之義、2月17日江戸ニ而御届在之 |

文化5年12月4日に、福島の都井岬に寧波商船が漂着し、水を求めている様子なので、上陸を差し止めて水を与えた旨、福島郡代から報告があった。翌5日に、奉行の内田主水と者頭の大塚太一郎ほかの先発隊が高鍋を出発した。さらにその翌日6日に、唐船都合の家老・手塚源太夫が出発した。きわめて迅速な対応である。年が明けて6年正月19日に長崎へ向けて福島を出帆した。

先年、海路をとらず、陸路より長崎に唐人を送った際には、飛脚を差し立てたけれども、今回は海路であるのでその必要はないと判断している。どこへ、何のための飛脚かが不明であるけれども、一般的には海路をとり、長崎奉行・老中等へのお届けのほか、曳航途次の各藩への支援を求めている。ここで先年の陸路とは享和3年2月の事例であると想える。このときは破船のため、船が焼き払われている。

例によって関門海峡を通過する左周りでの長崎回送船団が、蚊口沖をとおり、3月2日に無事に長崎に到着したとの報告が3月13日に届いた。21日に長崎護送の一行が帰着したのを受けて、翌22日に唐船漂着から回送までの顛末を江戸にて老中に届けたという。

4. 隣藩からの漂着唐船情報

(1) 屋久島に唐人上陸の情報を長崎に報告

宝永5年(1708)9月27日 薩州領屋久嶋へ唐船相見へ、明日ニ至リ何方へ参り候哉、不相知、所

之者薪取ニ参候処、山中ニ唐人1人罷有、御役所へ注進、此方ヨリモ長崎へ御届有之

屋久島に來航した唐船の情報を高鍋藩が入手した。密貿易の船ともみえる。高鍋藩は長崎に届出した。もちろん島津藩領内に漂着した唐船情報のすべてが高鍋に知れているわけではないけれど、知った以上は、隣藩情報を長崎奉行に報告する義務があった。

(2) 薩摩藩内之浦に南京船漂着

正徳3年(1713)10月22日(拾遺)

福嶋より鹿兒嶋御領飛崎内野浦之沖へ唐船相見、注進有之、出張人数被仰付、江戸急飛脚、道中六日届之筈、軽尻銀等相渡、右ハ南京小唐船、長崎行由、内野浦へ漕入候36人乗り也

薩藩内野(之)浦に南京船が漂着したとの情報をえたので、江戸へ急飛脚を出している。乗り組み員数や信牌所持の船であること等、詳しい情報もさりげなく記している。

(3) 佐土原漂着唐船¹⁴⁾

寛保元年(元文6年2月27日改元)

正月20日佐土原へ南京船漂着、此方ヨリモ番船之御手当御座候得共、不入、始ハ南京船ト申来候得共、後ハ暹羅船之由、佐土原ヨリ申来ル
2月11日 佐土原へ唐船漂着ニ付、長崎へ御届有之候処、異船ニ無之、商船之類ハ御隣家ヨリ御届ニ不及候由、御文箱持帰り候、右之通、大坂ニ而モ御届申上候由、鈴木格之進ヨリ申越候

『本藩実録』の記載によると、佐土原島津藩に唐船が漂着したので、高鍋藩から長崎奉行にお届けしたところ、次のような指示が届いた。

- (1) 隣藩に漂着船があっても、異船については届出の必要があるけれど、商船の漂着であれば届出は不要であること。
- (2) 大坂町奉行にも同様に、異体船の隣藩漂着のみを届け出ること。

前の琉球船の隣藩漂着情報が不要であること、通過唐船情報も不要であることと併せて、ただ異体船漂着の情報のみを隣藩から求めるという幕府の姿勢が伺える。しかしながら、この後も、高鍋藩は、隣藩漂着唐商船について、律義に届出ている。

一方、大坂にも届け出ること、安政元年12月の薩摩山川に異国船渡来の情報を大坂にお届けしている外は、藩政時代を通して、史料に明確に見えてはいない。

また 『本藩実録』が約めての記録であるのに対して、『拾遺本藩実録』では、次の通り、日を追っての動きが知れる。

寛保元年(1741)正月21日 佐土原沖へ南京船漂着、乗組之内40人程上陸、此方ヨリモ森五一右衛門

御境目浜へ出張，玉井弥右衛門，鉄砲足輕召連出張，唐人都合64人乗組之由

- 22日 漂着船之義ニ付，御留守詰，足輕之内兩人へ江戸飛脚差立
- 23日 佐土原ヨリ漂着船番船御加勢頼来候得共，船汀へ打寄ニ付，番船不及差出候段申来
- 25日 唐船汀へ打寄候節，刎荷も致すニ付，浮荷物自然此方へ可参と申来ニ付，給人并徒士迄14人，古湊より青塚御境目迄廻り方被仰付，又水薪野菜積入船3艘，三納代境ヨリ機時境目迄，佐土原船同様乗参り候様手当，都合関弥右衛門へ申達

ただし『拾遺』は21日漂着というけれど、漂着の日は『本藩実録』の正月20日が正しい。21日に実は44人が上陸したのである¹⁵⁾。さて、この唐人漂着・上陸の情報を得たので、高鍋藩から鉄砲隊が佐土原藩境に出張して警備に当たっている。翌22日に高鍋藩江戸留守居宛に飛脚を出している。さらに23日に、佐土原藩から番船ご加勢の依頼があったけれど、のちに唐船破船のために、加勢を出さずに済んだ。ただし、水・薪・野菜を提供した。また浮荷物の漂着がないかを、給人格から徒士までの藩士14人に見回らせた。

これを佐土原側記録と比較すると、正月20日に佐土原での漂着船発見との情報が翌日には高鍋に届いており、さらにその翌日22日には高鍋から江戸への飛脚が出立している。もとより長崎へも飛脚がたてられているわけであり、きわめて迅速な対応が隣藩高鍋藩ではとられているわけである。

一方佐土原藩では、22日に本宗家鹿兒島藩に報告の使者を派遣し、その足で長崎にもお届けしている。翌23日には江戸にお届けの使者を遣わしている。ということは、江戸へのお届けは、高鍋藩が漂着地の佐土原藩よりも1日早く出発しているわけである。(補註)

こののち、3月に長崎へ回送されるのであるけれど、高鍋藩はもとより佐土原藩の記録もまた不十分である。

寛保元年 3月6日 右唐船薩州御支配ニ付，御伺之上，諸道具陸ヨリ長崎へ御届，船へ(ハ)不用立ニ付，御焼捨ニ相成候，尤陸届之節，3名迄御大法ニ付，為見物男女不罷出候様，佐土原ヨリ申来ル

薩州御支配の特例により、長崎奉行にお伺いの上、陸路をとって長崎へ護送したこと。唐船は焼却したこと。陸路出発について、高鍋藩からの見物の男女がないように警護を依頼してきたこと等が記録される。

(4) 飢肥領に唐船漂着

- 享和元年(1801)正月25日 伊東様(祐民)御領内外浦湊江異国船到入船候由，為知来，外二式艘相見候様，雑説在之ニ付，福嶋湊江入船候義難計ニ付，当町代官甲斐良次郎為勘定差越居候付，今日出立罷帰候様被仰付
- 29日 昨夜当領小日井と申所へ，去ル22日唐船10人乗組漂着之段飢肥ヨリ為

知来

2月3日 最上徳内殿杉浦庄八郎殿飢肥外ノ浦江唐船漂着ニ付、此間被差越帰掛、当町江止宿、番所役人ニ被逢度ニ付、町奉行岩村平馬罷出候処、異躰之船見掛候義ハ無之哉、被相尋ニ付、当領遠見番六ヶ所在之、見掛候者無之段、相答 ○徳内殿庄八郎殿ヨリ通事之者相「逢」度被申、美々津江被帰候間、松尾嘉名江へ美々津江差越候様被仰付

あの最上徳内（1754-1836）が、幕命により、飢肥外浦入港唐船につき調査に来ている。帰途に高鍋に宿泊し、町奉行が応対したところ、異体船を発見していないかを問われている。そこで奉行は、高鍋領内に遠見番所が6箇所あるけれど、どこからも報告を受けていないと答えている。通事に会いたいとの事であったので、通事の松尾嘉名江に命じて面会させた。

遠見番所は、福島に3カ所（郡本・都井・市木）、新納・野別府に3カ所（鞍掛・甘漬・櫛時）の計6カ所があった。福島に3カ所も置かれていたことから、福島が日向沿岸海防のうえで重要な位置にあったといえる。

(5) 飢肥領漂着唐船

享和元年（1801）3月2日 飢肥外浦へ漂着唐船式艘、薩州沖江漕廻候様、長崎ヨリ申来候段、飢肥ヨリ為知来、依之福嶋江漕船差出候様、被仰付越

飢肥伊東藩への漂着唐船ではあるけれど、薩摩の沖に回漕せよとは珍しいことである。しかも高鍋藩は、福島からの曳舟を差し出すように求められている。

(6) 薩摩藩高山に唐船漂着

享和3年（1803）正月29日 隅州肝属郡高山波見浦之内へ大清浙江省寧波府鎮海県商船1艘漂着ニ付、番船付置候之段、志布志ヨリ為知在之段、福嶋ヨリ申来

薩摩藩大隅の高山こうやまに漂着した唐船についても、隣藩・高鍋藩に報告が来ている。

5. 日向北方の海防－細島

(1) 日田代官が細島にお越し

寛保2年（1742）4月23日 日田御代官岡田庄太夫殿、細嶋へ御越ニ付、御使者ヲ以御進物有之、家老中ヨリ使ヲ以、進物有之

日向天領を管轄する日田郡代・代官が細島に視察に来たときに、高鍋藩にご進物を贈ってきた。高鍋からも早速、家老が返礼をしている。

(2) 細島への漂着唐船始末マニュアル

延享4年(1947)

内藤家舊文書7¹⁶⁾「漂着一式」全27番の1番に、幕府からの命令として、天領細島への漂着唐船について、この年に東北地方の福島から延岡に転封になった内藤正樹にたいし、前領主の牧野貞通のときと同様に取り行うべきであるという。すなわち、細島漂着唐船について、高鍋藩秋月種美が番船・引き船を出すならいである。¹⁷⁾しかし、東北風のために、美々津から北上が困難な場合には、延岡藩がかわって漂着船の始末をせよという。

さらに2番の「漂着船御条目」45条は、18世紀中葉における日向国北部における沿岸防備についての大変に詳細なマニュアルである。したがって、史料を校合して本文を紹介すべきであろうかと思うが、さしあたりその概要を述べると、以下の通りである。ただし()内数字は条ナンバーである。

いざ漂着船の注進があり次第、早鐘を打ち(1)、徒目付・郡奉行・大目付・者頭等の1番手が、早速細島表にまかりこし、漂着船の様子を見る。唐船が細島沖2・3里の間に碇を入れたら、2番手が出動し(7・8)、番船を出して湊に唐船を引き入れる(9)。長崎入津の船であるかを、信牌の所持で確認する(10)。信牌所持の場合は、長崎よりの御指図を得なくても引き送ることを許す(22)。どこの船かを確認して、長崎に注進申し上げること、ただし筆談であろうと、通詞による会話であろうとかまわない(11)。家老の指図がなければ唐船に乗り移ることを禁じる(12)。唐人の上陸を禁じる。唐人のうち主だった者1人を人質に取るべし(13)。風波が烈しく、唐人を船中におけないときは、上陸を許す。このとき質唐人は別にしておくこと(14)。人質には水手や料理人ではなく、荷主など捨て難い者を選ぶべきである(15)。人質が病気の時は、取り替えるべし(16)。唐船より病人治療の願いがあれば、きき届けること(17)。病死人があれば、塩詰めにして長崎に送ること(18)。長崎入津の船が、潮待・風待のために滞留しているのであり、廻送の必要が無いと主張する場合にも、すべて漂着船と見なして対処すべきである(19)。長崎より帰帆の船であれば「暗府」を持っているので、それを受け取り長崎に届出ること。日和次第に出帆すべし(20)。唐船から精米・水・野菜等の望みがあれば、遣わすべきである。しかし、酒肴は必要はない(23)。船の修復を申し出てきたときは、長崎に伺いを出すべきである。ただし小破や船具の少しの修復であれば、願いに委せる(24)。唐船破船の節は、早速長崎に届出、船籍・積荷の種類・唐人の数・溺死者の委細を文書で報告すべし(25)。破船の節の小屋がけの注意(26)。賄い(27)のこと。衣類は和様に仕立て、頭立者には加賀または絹、それ以下の者は木綿(28)。怪我唐人の療治(29)。溺死唐人片付けのことは長崎に窺い指図に任せよ。打ち上げ・沈荷物は、取り上げ次第、目付け立会いで改め、唐人に渡さずに長崎に指し送るべし(30)。(31・32省略)長崎廻送のとき、唐船は大船であるので、警護の船が遅れないように心がけるよう、船頭水手に申しつけるべし。もつとも、唐船の走り道具をこちらに取っておき、引き船にすべきである。質唐人も日本船に乗せて、目付けと同舟にいたすべきである(したがって、唐船が逃げることはない)(33)。長崎への回送の前に、あらかじめ道筋の諸藩に、引き船の依頼をしておくべきである(34)。(35省略)長崎湊に着岸の時は、すぐに上陸せず、長崎奉行所の指図に従うこと(36)。唐人を長崎奉行所に引き渡すまでは、者頭をはじめ番船の面々は、船中で唐人を保護する義務がある(37)。朝鮮船・阿蘭陀船漂着の際にも、唐船漂着と同様に心得るべきである(38)。琉球船之儀も、先ツ者同様にすべきである(39)。南蛮船は御制禁の船なので、別に指図

があるべきこと(40)。41～45は、軍役についての約束ごとである。

やや目新しいことを整理しておきたい。第1に、長崎にこれから入津の船は、信牌を所持する。その船については長崎奉行の命をまたずに長崎に回送してよろしいこと。(10条・22条)第2に、帰帆の船は「暗府」を持っているということ。暗府を長崎に届け出れば、やはり奉行の指図を受けなくても回送できるとする。

第3に、質唐人について、第13条に人質を1人取るとある。人質の人数については、西九州では3人(華異変態や『通航一覽』元禄5年79番普陀山船唐人申口など)、中・南部日向各藩では2人¹⁸⁾。そしてこの史料により、日向北部では1人ということになる。このちがいは、唐船が逃走しやすいところほど人質を多く取る必要があったためと推測しておきたい。

やや補足すると、漂着琉球船の扱いに関して、第38条に朝鮮船・オランダ船と共に漂着唐船と同様に処置せよとあることについて。確かに漂着朝鮮船・オランダ船は、『通行一覽』等を見ると、長崎回送さらには宗門改めに至るまで、唐船と同様である。しかし、琉球船については、39条に「先ずは同様に」、漂着の確認、警護等を唐船同様に行うけれど、長崎回送の必要はない事を含みである。

6. 高鍋藩の漂着唐船対策について

高鍋藩としては、漂着唐船の始末が最重要課題の1つであったので、家老職が支配することになっていた¹⁹⁾。また、長崎から唐通詞を雇っている。

(1) 高鍋藩に唐通詞を置く

延享3年(1746) 今年通詞松尾千十郎(名範勝,号梅廬,後称加左衛門:割注)長崎二而中小姓格7人扶持二而被召抱候

高鍋藩は、1746年に長崎から唐通詞を雇っている。中小姓格の中級武士の家格を与えられた。以後、高鍋藩では松尾家が世襲の「唐通事家」となり、幕末に至った。したがって長崎大通事とのコネクションをもち、長崎に勉学にも行くことがあった。

寛延3年(1750)4月朔日 長崎大通詞(事)林三郎兵衛男豊十郎,願之通御出入被仰付,松尾千十郎口入

4年前に、唐通事として迎えられた松尾千十郎の口入れで、長崎大通事の林三郎兵衛の息子の豊十郎(のち大通事になる)が、高鍋藩に親しく出入りすることが許される。高鍋藩と長崎大通事との関係に注目しておきたい。

数次にわたって漂着唐船始末についてのマニュアルが作られている。²⁰⁾ただ今のところ、時代をおってのマニュアルを入手できていないけれど、たとえば18世紀の後半にも、次の2例が見える。

(2) 唐船漂着の緊急事態時のマニュアルを御番所に張り出す

明和7年(1770)3月3日 御留守居、唐船漂着之節被差出御人数、一統兼而相心得居候様、御広間ニ而被仰付、此節ヨリ張紙を以申伝候様、三御番所江張置

明和7年3月3日に、江戸留守居が、唐船漂着の際の軍役について、各自の役割を日頃心得ておくように、お広間で命令を伝達した。この後、三御番所それぞれに張紙を出して緊急時に備えることとした。おそらくは老中からの命を受けてのことと想われる。さして豊かではない藩財政の中で、1746年に高鍋藩が唐通事を置いた(あるいは置くように命じられた)ことと合わせ考えると、18世紀中葉に、幕府は漂着唐船に対する備えを厳重にするようにとの政策をとっていたといえる。

これより23年後の寛政5年にもマニュアルが作成されて、周知せしめられている。前に紹介した松平定信の密貿易禁令と併せて、この時期の沿海防備に対する幕府の関心の強さが分かる。

(3) 異国船・唐船漂着取り計らいマニュアル

寛政5年(1793)3月3日 異国船唐船漂着之節、取計帳面出来、諸士惣出仕、披見心得居候様、可申達旨被仰付

8日 唐船漂着之節、御手当被準御並、2月9日御届被差上候段申来

寛政5年3月3日には、異国船・唐船漂着の際のマニュアルが諸士に対して披見され、心得ておくように命じられた。8日には、〔異国船〕唐船漂着の際のお手当について定められたこと等の漂着船対策が整えられている。

さらに翌6年には、沿海地図を作成して幕府に差し出すように命じられている。

(4) 沿海地図を幕府に差し出す

寛政6年(1794)9月16日 8月27日江戸ニ而御留守居御呼出、御領分海辺附村々国郡村名、順能相認、他領境之分ハ、隣村誰領等申所委細相認、差出候様被仰付、若御領分之内嶋在之候ハ、是又委細書付差出候様、尤美濃紙相認可差出被仰付

江戸留守居が老中に呼び出され、領内の海辺の村々を順に記載し、他領との境の村については、隣村の藩名・藩主等を詳しく認めて提出するように。もし領内に島があれば、これもまた詳しく書付けて差し出すようにと命ぜられた。ただし奉書紙ではなく、略式の美濃紙にしたためて提出せよと命じている。すなわち、海防のために、村々の地域行政および領内の島を幕府が把握しようとしたのであり、もとより高鍋藩だけに命じられたわけではなかった。国絵図だけでなく、海防のためにより詳細な沿岸海域地図が必要だと判断したのであろう。

高鍋藩が漂着船の回送に苦慮していることは知られているようであり、佐伯藩からの漂着唐船始末の諸帳写し依頼を受けている。

(4) 漂着唐船取計帳の諸帳写しを毛利家におくる

嘉永5年(1852)3月21日 毛利安房守(高泰)様御領内蒲江郡猪之串と申所江、去ル11日5人乗唐船漂着ニ付、此方様福嶋江致漂着長崎江引送ニ相成候例、為知呉候様申来、文化5年取計帳諸帳写取、飛脚江相渡

大分佐伯藩の毛利家から、5人乗りの唐船が漂着したので、高鍋藩の福島に漂着した唐船を長崎に護送した際の例を教えてくださいとの依頼があった。これに対して、高鍋藩は文化5年末の漂着唐船についての取計帳など関係諸帳の写しを毛利家からの飛脚にわたしている²¹⁾。

7. 朝鮮関係情報2件

朝鮮船の漂着について1件のみ、この出羽国に漂着の朝鮮船の情報は、長崎御用聞きからのものとおもえる²²⁾。朝鮮通信使のための負担の記録についてもこれだけである。

(1) 出羽国漂着朝鮮船

元禄13年(1700) 3月26日(拾遺)
出羽国工朝鮮船漂着5人乗り、内2人病死、2人死骸、60人程夫ニ而、長崎へ御送り之由

(2) 朝鮮通信使の準備

延享4年(1747) 来年朝鮮人来聘ニ付、鞍皆具之義、被蒙仰之

むすび

荒削りを承知の上で、一応のまとめをしておく。

- (1) 高鍋藩は、1746(延享3)年に、松尾千十郎を長崎から唐通詞として雇う。7人扶持。中小姓格の中級武士の家格を与えられた。長崎唐通事家とのつながりをもつ。これ以前は、元禄2年平田漂着の広東高州船のときの僧海桃のように、僧侶による筆談が行われた。なお佐土原藩の元文6年漂着船では、僧侶が筆談ののち、薩摩藩から到着の通詞が働いている。安政2年飢肥藩漂着船では、藩の儒学者による筆談が行われた。日向の沿海各藩の中で、自前の唐通詞を持っていたのは高鍋藩だけであった。これは置かざるをえなかったわけである。
- (2) 高鍋藩が唐船漂着の事実を確認(船籍・乗組員数・積荷等)したら、すみやかに①長崎奉行に報告し、指示を仰ぐ。かつまた②日田郡代(代官)・富高手代(代官)に報告し、③江戸の留守居をとおして、老中にお届けし、③隣藩の4藩にお知らせする。なお、本藩に漂着しない場合にも、隣藩に漂着の際には警護等が必要であるだけでなく、長崎奉行と江戸の老中に早々に報告しなければならなかった。ときに漂着地の藩よりも隣藩からのお届けが早いこともあった。(図2を参照)

- 3) 本藩実録に糸屋四右衛門とあるけれど、『高鍋町史』（ぎょうせい、1987年）272ページに、糸屋四郎右衛門とある。
- 4) 大庭脩・松浦章両氏による一連の関西大学東西学術研究所発行の貴重な資料集の外に、長崎回送の詳細な記録として、高鍋藩には安政2年の「漂着船護送日記」、「従心見浦至美々津出張場『唐船滞泊中日記』」、「出張場より高鍋・美々津江の状扣」がある。永井哲雄「高鍋藩の漂着唐船始末」（『宮崎県史しおり』史料編近世4、1995年）。すでに永井氏が脱稿とのことであり、出版を期待する。
- 5) 楫船とは、「進貢船二三度程用ひたれば、矢倉を除き狭間を塞ぎ楫船といふ名目に成、琉球国の官船とし、薩摩へ行通ふ船とす（通交一覽）」という。」
- 6) 真栄平房昭「海域史研究からみた琉球・五島」『漂流・漂着からみた環東シナ海の国際交流』（科研成果報告書：代表小林茂、1997年）101ページ。
- 7) 唐物抜け荷については、前掲荒野泰典 第2章に、抜け荷を鄭氏敗北の国際関係と17世紀中葉からの大坂を中心とする全国的国内市場の成立による長崎の地位低下によって時期区分するおもしろい立論がある。
- 8) 和泉屋は、『高鍋町史』に本庄在住の御用商人として文政5年に和泉屋弥平次の名が見える。又兵衛は弥平次の父か。
- 9) 1996年6月29日鹿児島大学での研究会において、沖縄からおいでの先生（失名）にご教示頂いた。
- 10) 俵物について『続本藩実録』安永7年（1778）5月29日に、「於長崎唐船江相渡之煎海鼠・干鮑之義ニ付、書付江戸ヨリ来ル」との記録が見える。俵物の調達を幕府が沿海各地に命じ、長崎代官がこれを差配していたわけである。
- 11) 中村質『近世長崎貿易史の研究』（吉川弘文館、1988年）103ページ。『崎陽群談』に1676年高木作右衛門が長崎代官末次平蔵のあとをついで差配したという。この後、何代か後の作右衛門であり、長崎代官である。甲斐 勝『天領と日向市』（ぎょうせい、1976年）第2章に『日向国御料発端其外日記』と坂本武信の『天領日田』等をもとに、日向国内の郡代・代官の氏名と在勤年等の記述がある。その中に寛政12年から文化7年まで、羽倉権九郎が日田代官であり、また、高木作右衛門について、天保7年から天保8年まで日田代官とする。甲斐氏は高木を名を忠篤といい、「長崎にいて、日田代官、日向代官を兼務したのであろうか」という。
- 12) 上原兼善「近世の唐物抜け荷と東九州及び瀬戸内」『ミュージアム九州』36号参照。先述1996年6月29日鹿児島大学における研究会での上原兼善氏の瀬戸内商圏における唐物抜け荷についての紹介が公表される事を期待したい。
- 13) 永井哲雄前掲「高鍋藩の漂着唐船始末」
- 14) 黒木「元文六年佐土原漂着の乍浦仕出し『暹羅船』について—近世日向における中国漂着船—」（『宮崎県地方史研究紀要』第20号、1994年3月）に、本漂着船についての佐土原藩サイドの史料に基づき、20日にさっそく2,181人が武装の上、出動。翌21日には、3,715人が動員されている等、先ずは異船の「襲来」に対して、佐土原藩が嚴重な海防体制をとったこと等、詳細な動きを描いている。ただし筆者校正が許されず、残念ながら夥しい誤植がある。あわせて県立図書館『佐土原藩唐船漂着記』（1995年）にも誤読が多い。筆者は日向漂着唐船について、とりまとめる際に

誤りを正す予定である。

15) 黒木前掲1994年論文131ページ。

16) 内藤家旧文書，明治大学所蔵。ただし，ここでは，宮崎県立図書館の影印本を使用。

17) 黒木「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(1)－高鍋藩史料を中心にみた東九州の沿海防備体制－」209～211ページ参照。

18) 黒木國泰「安政2年折生迫漂着江南沙太壽商船について(上)」『宮崎女子短期大学紀要』21号，1995年等参照。その他，松浦章氏紹介の文政9年静岡漂着長崎回送の得泰号の記録にも2人の人質をとることがみえる。

19) 18世紀後半からの役職記録を拾い上げてみる。

明和6年(1769)7月18日隈江且唐船江戸仕送請込

7年(1770)3月2日〔家老〕小田岡右衛門隠居御差留，直勤被仰付，家事ハ悴江相任せ，御奉公一遍ニ心得候様被仰出，且唐船宗旨都合

安永8年(1779)6月朔日〔家老〕手塚甚五左衛門宗旨并唐船受込

9年(1780)3月晦日手塚甚五左衛門唐船并宗旨受込

なお手塚甚五左衛門は藩校明倫堂創立の最高責任者である。

天明4年4月26日手塚忠太左衛門初昨晚下着，小田藤兵衛請込之内，稽古都合宗旨唐船，忠太左衛門江江戸ニ而被仰付

天明5年(1785)6月29日三好郡(善)太夫唐船宗旨

文化6年(1809)11月15日……手塚源太夫唐船宗旨都合，内田主水御内証方唐船中都合御分知請込

文化8年(1811)7月29日手塚源太夫唐船并手川除都合……○大塚太一郎唐船受込

11年(1814)2月24日内田主水家老職立身御内証唐船都合○内田四郎治惣奉行立身御内証唐船中都合，当分大目付兼勤，以上兼而実貞ニ付

20) 17世紀末のマニュアルは，すでに中村質「漂着唐船の長崎回送規程と実態」『近世近代史論集』(吉川弘文館，1990年)が紹介している。

21) この時の漂着船について『蒲江町史』(ぎょうせい，1977年)に見える。弁髪唐人の絵が掲載されている。ちなみに，このような漂着船・民の絵を描くように定められたのは，無二念打払令ののち1825年のことであった。黒木「近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易(3)」を参照。

22) 同じく長崎御用聞きからの情報とおもえる長崎入港の唐船オランダ船の記録が拾遺の正徳元年(1711)7月12日に「阿蘭陀船4艘・唐船45艘，長崎入津之由申来」とある。

確かに『華夷変態』下「長崎御用留所収唐船風説書」の同年7月4日付けで，45番寧波船之唐人共申口があり，さらに6日には46番船の申口があることからして，この時期に長崎の正確な情報が高鍋に入っていたといえる。

補註) 山本博文『江戸お留守居役の日記』(読売新聞社，1991年)に，漂着地萩藩の使者よりも隣藩の石見浜田藩の使者の方が早く江戸に到着したために，両藩の江戸留守居がやきもきした事例が紹介されている。

[1997年11月29日受理]